

# **独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第3期）**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第3期）を達成するため、同法第30条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第3期）を次のとおり定める。

平成25年 3月 1日

平成27年 9月 14日 変更認可

平成28年 2月 8日 変更認可

平成28年 3月 31日 変更認可

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 額賀 信

## **第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**

### **1 効率的な業務実施体制の確立等**

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。

- ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。
- ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。

### **2 中期計画の定期的な進行管理**

業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。

### **3 内部統制の強化**

各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行

政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書) 及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第 1 の 2 の「中期計画の定期的な進行管理」、4 の（3）の「契約の適正化の推進」、第 2 の I の 1 の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。

#### 4 情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

#### 5 業務運営の効率化に伴う経費節減

##### （1）一般管理費及び業務経費

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15% 以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 5 % 以上の削減を行う。

##### （2）人件費

総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十

分な説明ができるか。

- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

### (3) 契約の適正化の推進

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。
- ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### I 退職金共済事業

#### 1 確実な退職金支給のための取組

##### (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。

##### イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策

従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。

- i ) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。
- ii ) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に

通知する。

- iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。
- iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii) の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii) の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。
- v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。
- vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。
- vii) 前記i) ~vi) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。

#### ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

#### ハ 周知の徹底等

- i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。
- ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。
- iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。

#### 二 調査、分析

加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。

### (2) 特定業種退職金共済事業

① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入了ことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- v) 前記iv) の手續要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。  
なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。
- vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。
- vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
- viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指

導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。
- ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。
- iii) 前記i)、ii)の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。

② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取りよう要請する。
- iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取りよう要請する。

- v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- vi) 前記 v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成 27 年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成 26 年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成 26 年度末以降の状況を集計できるようにする。  
なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。
- vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i ) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii ) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去 3 年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデー

タベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。

iv) 前記ⅲ) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。

v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。

vi) 前記v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。

なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。

vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

#### □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

## 2 サービスの向上

### (1) 業務処理の簡素化・迅速化

① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことの検討・実施する。

- ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。
- i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）
  - ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内
  - iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内

### （2）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

- ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。
- ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。
- ③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。

### （3）積極的な情報の収集及び活用

- ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。
- ② 每月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。

## 3 加入促進対策の効果的実施

### （1）加入目標数

中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。

① 中退共事業においては	1,620,000 人
② 建退共事業においては	545,000 人
③ 清退共事業においては	650 人
④ 林退共事業においては	10,500 人
合計	2,176,150 人

## (2) 加入促進対策の実施

上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。

なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。

### ① 広報資料等による周知広報活動

- イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。
- ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。
- ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

### ② 個別事業主に対する加入勧奨等

- イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。
- ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。

既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。

関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。

地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧

奨の要請を行う。

厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。

ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。

ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

④ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。

⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施

イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。

ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。

ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。

## II 財産形成促進事業

### 1 融資業務について

融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。

また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。

さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 16 日以内に貸付決定する。

## 2 周知について

① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。

また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指す。

② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。

- ・ 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。
- ・ 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。
- ・ 事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。
- ・ 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。

③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。

また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度 6,000 か所以上に送付することを目指す。

## 3 勤労者財産形成システムの再構築

レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。

## 第3 財務内容の改善に関する事項

## I 退職金共済事業

### 1 累積欠損金の処理

累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。

### 2 健全な資産運用等

- ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。
- ② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、「資産運用委員会」から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。
- ③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。

## II 財産形成促進事業

財形融資については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。

## III 雇用促進融資事業

雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。

## 第4 その他業務運営に関する事項

### 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。

- ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。
- ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。
- ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付する。
- ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。

## 2 災害時における事業継続性の強化

災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。

# 第5 予算、収支計画及び資金計画

## 1 予算

- ① 機構総括 別紙-1のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙-6のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり

## 2 収支計画

- ① 機構総括 別紙-8のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙-10のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙-11のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-12のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙-13のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-14のとおり

## 3 資金計画

- ① 機構総括 別紙－15 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり

## 第6 短期借入金の限度額

### 1 限度額

- ① 中退共事業においては 20 億円
- ② 建退共事業においては 20 億円
- ③ 清退共事業においては 1 億円
- ④ 林退共事業においては 3 億円
- ⑤ 財形融資事業においては 600 億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円

### 2 想定される理由

- ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。
- ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。
- ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。
- ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。

## 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

## 第8 剰余金の使途

なし

## 第9 職員の人事に関する計画 方針

- ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。

## 第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

## [別紙1]

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	3,610,302
運営費交付金収入	163
国庫補助金収入	44,373
業務収入	3,560,198
掛金等収入	2,003,853
運用収入等	156,638
勤労者財産形成促進業務収入	1,397,372
雇用促進融資業務収入	2,335
業務外収入	90
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1,811
建設業退職金共済事業等勘定より受入	3,446
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	6
林業退職金共済事業等勘定より受入	216
支出	3,890,215
退職給付金等	2,425,825
業務経費	1,444,183
退職金共済事業関係経費	23,576
運用費用等	12,368
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	1,396,355
雇用促進融資業務経費	11,883
一般管理費	1,344
人件費	13,386
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,635
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,781
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	2
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	61

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 運営費交付金算定ルール

独立行政法人名 勤労者退職金共済機構

## [人件費の見積り]

期間中 76百万円を支出する。

## [運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

## [運営費交付金の算定ルール]

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金額} &= [\text{人件費} + \{\text{一般管理費 (A)} \times \varepsilon\} \times \gamma_2] + \text{特殊要因} \\ \text{人件費} &= \text{基本給等 (B)} + \text{退職手当 (S)} \end{aligned}$$

B : 基本給、諸手当、社会保険料等の人件費（退職手当を除く）をいい、次により算出する。

$$B = (P_1 \times \alpha \times \beta + P_2 \times \beta + P_3) \times \gamma_1$$

B : 当該年度の基本給等

P<sub>1</sub> : 前年度の基本給中昇給及び給与改定の影響を受けるもの

P<sub>2</sub> : 前年度の基本給中給与改定の影響を受けるもの

P<sub>3</sub> : 前年度の基本給中昇給及び給与改定の影響を受けないもの

$\alpha$  : 運営状況を勘案した昇給原資率

$\beta$  : 運営状況を勘案した給与改定率

S : 当年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した当年度分職分退職手当額（毎年度の予算編成過程において決定）

A : 前年度管理部門に係る物件費（謝金、旅費、庁費、保険料、各所修繕費

X : 平成25年度以降特殊要因により新規追加・拡充又は縮減された経費  
標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。)に係る当年度額（人件費を含む。）

$\gamma$  : 業務の効率化等における効率化係数

$\delta$  : 業務政策係数

$\varepsilon$  : 消費者物価指数

## [中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

中期計画予算の見積もりに際し使用した具体的係数は各事業年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定めていることとしている。

1  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta$ 、 $\varepsilon$ については、変動がないもの（±0%）と仮定した。

2  $\gamma_1$ については、平成25年度0.9901651、平成26年度以降0.9896843、と仮定し

3  $\gamma_2$ については、平成25年度0.92088、平成26年度以降0.9801519、と仮定した。

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	1,926,740
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	36,502
業務収入	1,886,602
掛金等収入	1,765,105
運用収入等	121,497
勤労者財産形成促進業務収入	－
雇用促進融資業務収入	－
業務外収入	1
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	－
建設業退職金共済事業等勘定より受入	3,425
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	5
林業退職金共済事業等勘定より受入	205
支出	2,109,707
退職給付金等	2,075,552
業務経費	23,427
退職金共済事業関係経費	12,041
運用費用等	11,386
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	－
雇用促進融資業務経費	－
一般管理費	289
人件費	8,629
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	－
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,770
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	40

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

## 建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	272,989
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	6,178
業務収入	265,028
掛金等収入	230,499
運用収入等	34,529
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	3
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1,770
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	10
支出	356,803
退職給付金等	338,217
業務経費	11,944
退職金共済事業関係経費	10,982
運用費用等	962
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	129
人件費	3,068
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,425
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	20

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	647
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	107
業務収入	538
掛金等収入	384
運用収入等	155
勤労者財産形成促進業務収入	－
雇用促進融資業務収入	－
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	－
林業退職金共済事業等勘定より受入	1
支出	1,793
退職給付金等	1,255
業務経費	219
退職金共済事業関係経費	218
運用費用等	1
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	－
雇用促進融資業務経費	－
一般管理費	11
人件費	302
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	5
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	－
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	1

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

## 林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	8,769
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	386
業務収入	8,322
掛金等収入	7,866
運用収入等	456
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	1
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	40
建設業退職金共済事業等勘定より受入	20
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支出	11,612
退職給付金等	10,802
業務経費	355
退職金共済事業関係経費	336
運用費用等	19
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	5
人件費	235
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	205
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	10
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

## 中期計画（平成25年度～平成29年度）の予算

## 財形勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	1,397,459
運営費交付金収入	—
国庫補助金収入	1
業務収入	1,397,372
掛金等収入	—
運用収入等	—
勤労者財産形成促進業務収入	1,397,372
雇用促進融資業務収入	—
業務外収入	87
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	—
支出	1,398,254
退職給付金等	—
業務経費	1,396,355
退職金共済事業関係経費	—
運用費用等	—
業務委託手数料	—
勤労者財産形成促進業務経費	1,396,355
雇用促進融資業務経費	—
一般管理費	836
人件費	1,063
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—

## 中期計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の予算

## 雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	3,698
運営費交付金収入	163
国庫補助金収入	1,200
業務収入	2,335
掛金等収入	—
運用収入等	—
勤労者財産形成促進業務収入	—
雇用促進融資業務収入	2,335
業務外収入	—
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	—
支 出	12,046
退職給付金等	—
業務経費	11,883
退職金共済事業関係経費	—
運用費用等	—
業務委託手数料	—
勤労者財産形成促進業務経費	—
雇用促進融資業務経費	11,883
一般管理費	74
人件費	89
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—

## 収支計画（平成25年度～平成29年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	7,151,395
事業費用	2,448,530
一般管理費	38,997
貸倒引当金繰入	837
支払備金繰入	94,880
責任準備金繰入	4,535,767
事業外費用	81
財務費用	32,303
経常収益	7,356,296
事業収益	2,519,155
運営費交付金収入	163
国庫補助金収入	44,373
資産見返補助金等戻入	2
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	92,239
責任準備金戻入	4,700,364
事業外収益	0
純利益	204,901
目的積立金取崩額	1,144
総利益	206,045

## 収支計画（平成25年度～平成29年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	5,976,162
事業費用	2,088,674
一般管理費	21,254
貸倒引当金繰入	－
支払備金繰入	90,001
責任準備金繰入	3,776,159
事業外費用	74
財務費用	－
経常収益	6,170,461
事業収益	2,164,817
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	36,502
資産見返補助金等戻入	2
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	88,299
責任準備金戻入	3,880,842
事業外収益	0
純利益	194,299
目的積立金取崩額	－
総利益	194,299

## 収支計画（平成25年度～平成29年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	1,108,580
事業費用	342,936
一般管理費	14,559
貸倒引当金繰入	－
支払備金繰入	4,752
責任準備金繰入	746,326
事業外費用	7
財務費用	－
経常収益	1,110,206
事業収益	297,667
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	6,178
資産見返補助金等戻入	－
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	3,833
責任準備金戻入	802,529
事業外収益	－
純利益	1,626
目的積立金取崩額	－
総利益	1,626

[別紙11]

収支計画（平成25年度～平成29年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	3,200
事業費用	1,262
一般管理費	537
貸倒引当金繰入	－
支払備金繰入	4
責任準備金繰入	1,397
事業外費用	0
財務費用	－
経常収益	3,187
事業収益	699
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	107
資産見返補助金等戻入	－
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	3
責任準備金戻入	2,378
事業外収益	－
純損失	13
目的積立金取崩額	－
総損失	13

## 収支計画（平成25年度～平成29年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	23,637
事業費用	11,044
一般管理費	585
貸倒引当金繰入	－
支払備金繰入	124
責任準備金繰入	11,884
事業外費用	0
財務費用	－
経常収益	24,114
事業収益	9,009
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	386
資産見返補助金等戻入	－
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	104
責任準備金戻入	14,616
事業外収益	－
純利益	477
目的積立金取崩額	－
総利益	477

[別紙13]

収支計画（平成25年度～平成29年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	36,987
事業費用	4,288
一般管理費	1,899
貸倒引当金繰入	－
支払備金繰入	－
責任準備金繰入	－
事業外費用	－
財務費用	30,800
経常収益	46,642
事業収益	46,642
運営費交付金収入	－
国庫補助金収入	1
資産見返補助金等戻入	－
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	－
責任準備金戻入	－
事業外収益	－
純利益	9,655
目的積立金取崩額	－
総利益	9,655

## 収支計画（平成25年度～平成29年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	2,830
事業費用	326
一般管理費	163
貸倒引当金繰入	837
支払備金繰入	－
責任準備金繰入	－
事業外費用	－
財務費用	1,503
経常収益	1,685
事業収益	322
運営費交付金収入	163
国庫補助金収入	1,200
資産見返補助金等戻入	－
貸倒引当金戻入	－
支払備金戻入	－
責任準備金戻入	－
事業外収益	－
純利益	△1,144
目的積立金取崩額	1,144
総利益	－

[別紙15]

資金計画（平成25年度～平成29年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	6,208,661
業務活動による支出	2,882,835
業務支出	2,844,529
人件費	13,386
管理諸費	24,920
投資活動による支出	2,277,391
財務活動による支出	1,004,869
次中期への繰越金	43,566
資金収入	6,208,661
業務活動による収入	2,571,047
業務収入	2,526,511
運営費交付金による収入	163
国庫補助金による収入	44,373
その他の収入	0
利息の受取額	0
投資活動による収入	2,539,977
財務活動による収入	1,039,684
前中期よりの繰越金	57,953

## 資金計画（平成25年度～平成29年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,135,593
業務活動による支出	2,107,139
業務支出	2,086,180
人件費	8,629
管理諸費	12,330
投資活動による支出	2,015,478
財務活動による支出	74
次中期への繰越金	12,902
資金収入	4,135,593
業務活動による収入	1,927,037
業務収入	1,890,534
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	36,502
その他の収入	0
利息の受取額	0
投資活動による収入	2,195,721
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	12,835

## 資金計画（平成25年度～平成29年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	630,999
業務活動による支出	356,797
業務支出	342,619
人件費	3,068
管理諸費	11,111
投資活動による支出	256,985
財務活動による支出	－
次中期への繰越金	17,216
資金収入	630,999
業務活動による収入	272,880
業務収入	266,702
運営費交付金による収入	－
国庫補助金による収入	6,178
その他の収入	0
利息の受取額	－
投資活動による収入	336,183
財務活動による収入	－
前中期よりの繰越金	21,936

[別紙18]

資金計画（平成25年度～平成29年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,542
業務活動による支出	1,793
業務支出	1,262
人件費	302
管理諸費	229
投資活動による支出	2,325
財務活動による支出	-
次中期への繰越金	424
資金収入	4,542
業務活動による収入	651
業務収入	544
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	107
その他の収入	-
利息の受取額	0
投資活動による収入	3,267
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	624

[別紙19]

資金計画（平成25年度～平成29年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	15,125
業務活動による支出	11,612
業務支出	11,037
人件費	235
管理諸費	341
投資活動による支出	2,603
財務活動による支出	－
次中期への繰越金	910
資金収入	15,125
業務活動による収入	8,771
業務収入	8,385
運営費交付金による収入	－
国庫補助金による収入	386
その他の収入	－
利息の受取額	－
投資活動による収入	4,806
財務活動による収入	－
前中期よりの繰越金	1,549

## 資金計画（平成25年度～平成29年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	1,409,745
業務活動による支出	403,502
業務支出	401,603
人件費	1,063
管理諸費	836
投資活動による支出	－
財務活動による支出	994,741
次中期への繰越金	11,503
資金収入	1,409,745
業務活動による収入	358,011
業務収入	358,010
運営費交付金による収入	－
国庫補助金による収入	1
その他の収入	－
利息の受取額	－
投資活動による収入	－
財務活動による収入	1,039,684
前中期よりの繰越金	12,050

## 資金計画（平成25年度～平成29年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	12,657
業務活動による支出	1,992
業務支出	1,829
人件費	89
管理諸費	74
投資活動による支出	－
財務活動による支出	10,054
次中期への繰越金	611
資金収入	12,657
業務活動による収入	3,698
業務収入	2,335
運営費交付金による収入	163
国庫補助金による収入	1,200
その他の収入	－
利息の受取額	－
投資活動による収入	－
財務活動による収入	－
前中期よりの繰越金	8,959